# 第1章 河川法のあらまし

# 第1節 河川管理

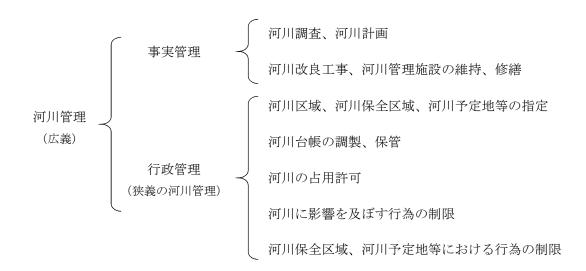
### 1 河川管理の目的(法第1条)

河川の管理は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としています。

洪水、高潮等による	ダム、堤防等の河川管理施設の新改築、河床掘削、放水路開削、河				
災害発生の防止	川に影響を及ぼす行為の規制 etc				
河川の適正利用	河川水利用の許可制、河川敷の占用の許可制、etc				
河川環境の整備、	河川の清潔の維持、水質浄化事業、親水護岸、多自然型川づくり、				
保全	魚道の設置、自動車等の乗り入れの禁止 etc				
流水の正常な機能の	T水の正常な機能の 一定水位の保持、河川の自然の浄化作用維持 etc				
維持					

### 2 河川管理の内容

河川法でいう広義の河川管理を体系的に分類すると、次のとおりとなります。



### 3 河川管理の原則

河川は公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、法第1条の目的が達成されるよう適正に行わなければなりません。(法第2条1項)

# 第2節 河川法の対象

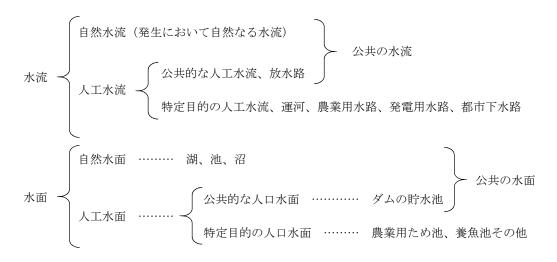
# 1 公共の水流及び水面

一級河川、二級河川及び準用河川の指定の対象となり得る河川は「公共の水流及び水面」です。(法第4条、第5条、第100条)

これらの河川以外の河川は、一般に「普通河川」と呼ばれています。

#### (1) 水流及び水面の意義

水流及び水面は、流水及び敷地との統一体をいう。



#### (2) 公共の水流及び水面であること

「公共」とは、直接一般の公衆の用に供されるという意味です。 したがって、特定の目的を有する人工水流及び人工水面は河川となり得ません。

# 2 一級河川、二級河川及び準用河川

河川法は、河川を水系的にみて重要度の高い順から、一級河川、二級河川及び準用河川に分類して、それぞれの手続に従って、河川法の対象河川としています。なお、治水上、利水上の両面から河川管理について水系一貫管理の原則をとっています。

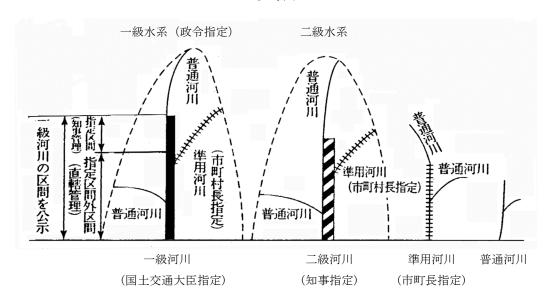
水系一貫管理の原則とは、同一の水系については、一の管理者が同一の法の適用のもとに管理するという原則です。

河川を分類すれば次のとおりです。

準用河川については、水系一貫主義の原則は当てはまらず、一級河川の水系の上流部や二級 河川の上流部を指定することもできます。

-級河川 ・・・・・ 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定した河川(法第4条)
-級河川 ・・・・・ 一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定した河川(法第5条)
準用河川 ・・・・・ 一級河川及び二級河川以外の河川で市町長が指定した河川(法第100条)
-級河川、二級河川及び準用河川のいずれにも当たらない公共の水流及び水面で河川法の規定が適用、又は準用されないもの

# 参考図



# 第3節 河川管理の主体

# 1 河川管理者(河川管理の主体)

- (1) 一級河川 国土交通大臣(法第9条1項)
- (2) 二級河川 都道府県知事(法定受託事務)(法第10条)
- (3) 準用河川 市町長(自治事務)(法第100条)

### 2 権限の委任

- (1) 指定区間内の一級河川 (知事委任区間)
  - ア 国土交通大臣が指定する区間内の一級河川については、管理の一部を都道府県知事に 委任している。(法第9条2項、政令第2条)
  - イ 委任の範囲・・・・・・ 政令2条1項各号列記以外の権限
    - (趣旨)水系一貫管理上重要な権限は国土交通大臣に留保し、その他はすべて委任 している。
  - 都道府県知事の意見聴取(法第9条3項) ウ 指定区間の指定手続 公示(法第9条4項、省令第3条)
- (2) 指定区間外の一級河川 (直轄管理区間)
  - ア 地方整備局長に委任(法第98条)
  - イ 政令53条列記以外の権限
- (3) 政令指定都市の長への管理権限の委任
  - ア 政令指定都市の長が管理できる区間

当該政令指定都市の区域に存する区間のうち、下記の区間を政令指定都市の長が管理することができます。

- (a) 一級河川の指定区間については、国土交通大臣が、関係都道府県知事及び政令指 定都市の長の意見を聴いて指定した区間(法第9条5項)
- (b) 二級河川については、関係都道府県知事が、政令指定都市の長の同意を得て指定 した区間(法第10条2項)

### イ 委譲される管理権限の範囲

- (a) 一級河川 政令第2条1項各号列記以外の権限
- (b) 二級河川 すべての管理(流水占用料等の徴収に関する事務を除く。)

# 3 国土交通大臣の認可等

- (1) 河川法上の認可
  - ア 知事は、指定区間内の一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土 交通大臣の認可を受けなれりばなりません(法第79条1項、政令第45条)。
  - イ 二級河川における知事の管理で法令で定めるものは、国土交通大臣に協議しなければ なりません(法第79条2項、政令第46条、第46条の2、第47条)
- (2) 国土交通大臣の指示

指定区間内の一級河川又は二級河川において、洪水、高潮等により、災害が発生するおそれがあるなど河川管理上の支障があると認められるときは、管理の一部を知事に代わって行い(一級河川)、又は知事に必要な措置をとるべきことを指示(二級河川)することができる(法第79条の2)。

# 第4節 河川区域について

# 1 河川区域の意義

河川法が全面的に適用される河川を構成する土地

#### 2 法律上当然の河川区域

- (1) 河状を呈している土地の区域(法第6条1項1号の区域)
  - ア 流水が継続して存する土地
  - イ 草木の生茂の状況、その他の状況がアに類する状況を呈している土地
    - (a) あし、かや等の水生植物が生えている。
    - (b) 石、砂等が露出している。
    - (c) 頻繁に水につかるため岩が変色している。
  - ウ 河岸の土地

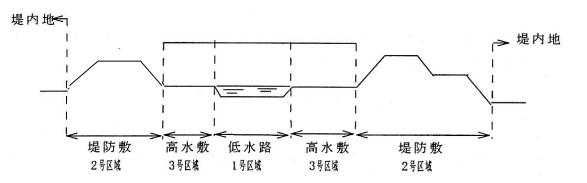
ただし、洪水のはんらん、その他異常な天然現象により一時的に以下のような状況を 呈している土地は、1号の土地には含まれません。

- 天然河岸
- ・人工河岸 (護岸等を人為的に設置したもの)

(趣旨)河川は自然の状態において公共の用に供されている実体を有するものであって、その土地の区域は社会通念上河川の区域と認められるので、河川管理者の指定等の行為を要せず法律上当然に河川区域としたものです。

(2) 河川管理施設の敷地である土地の区域(法6条1項2号の区域) (趣旨) ダム、堤防、護岸等の河川管理施設の敷地は外見上明らかです。

(河川区域のモデル)



### 3 河川管理者の指定によって定まる河川区域(法第6条1項3号、第6条2項、3項の区域)

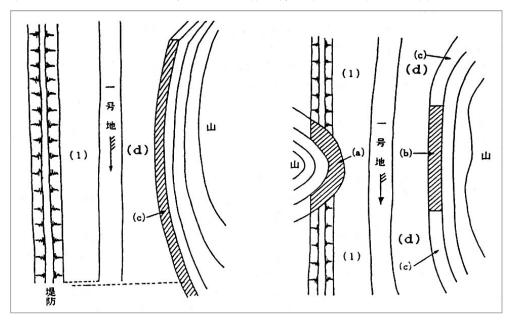
(趣旨) 堤外の土地のうち、いわゆる高水敷地の部分、あるいは山付き堤の箇所のように機能的に堤外地に類する土地は、河川の流水を安全に流下させる区域として管理していく必要があります。その必要とする範囲は外見上明確でなく、個別的判断を要するので河川管理者の指定行為によって定まることとしたものです。

(1) 堤外の土地

堤外の土地 ・・・・・・・ 堤防から見て流水の存する土地 堤内の土地 ・・・・・・・ 堤防から見て人家の存する土地

- (2) 政令で定める堤外の土地に類する土地(政令第1条1項)
  - ア 堤防類地 地形上堤防が設置されているのと同一の状況を呈している土地のうち (政令第1条1項1号)
    - (a) 堤防に隣接する土地
    - (b) 堤防に隣接する土地の対岸に存する土地
    - (c) 堤防の対岸に存する土地
    - (d) (a)、(b)、(c)の土地と1号地の間に存する土地

政令で定める堤外の土地に類する土地(政令第1条1項1号及び2号)の具体例



# イ ダム貯水池

ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって 囲まれる地域内の土地(政令第1条1項3号)

#### (3) 政令で定める遊水池

河川整備計画において、計画高水流量を低減するものとして定められた遊水池

# (4) 指定の要件、手続

ア 上記(1)から(3)までに該当する土地のうち、法第6条1項1号の土地と一体として管理を行う必要があること(流水地中心主義)(法第6条1項3号)

イ 指定等の公示(法第6条4項、省令第2条)

国土交通大臣 ……… 官報

都道府県知事 ……… 都道府県の広報

ウ 港湾区域又は漁港区域との重複指定

港湾区域又は漁港区域に3号地の指定又はその変更を行う場合は、港湾管理者又は 農林水産大臣と協議する必要があります(法第6条5項)。逆の場合は協議があります (港湾法第6条、漁港法第5条8項)。

#### 4 河川予定地

河川予定地で、河川管理者が権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においてもその土地は、河川区域内の土地とみなされます(法第58条)。

# 5 河川区域の効果

(1) 河川区域と私権

河川区域と私権については、次のような考え方が成り立ちます。

ア 私権の成立を一切認めずとする考え(旧法)

旧法第3条 河川並其ノ敷地若ハ流水ハ私権ノ目的トナルコトヲ得ス (-私人若ハ公共団体等ノ所有ニ属セザルノミナラズ又国有ニモ属セザルコト猶領海ノ如シー立法理由書)

- イ 流水の敷地は土地が滅失したとみるべきであり、私権は存在しないとする考え (法務省)
- ウ 私権の成立を認めた上で、その行使を制限する考え(道路法)

道路法4条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

- エ 私権の成立を認め、河川管理上の必要な制限のもとでその行使を認める考え(新法)
  - (a) 河川の敷地は、本来私権の目的となり得ないものではない (旧法準用河川及び普通河川の敷地、判例)
  - (b) 流水の冠している土地は、必ずしも土地所有権の使用収益処分(財産的支配)の実体が不可能なところではない。(土地滅失論には無理がある。)
  - (c) 高水敷地は何年かに1度冠水するだけであって、土地利用になじむ。
  - (d) 私権を認めた方が補償問題も起こらず、行政上も便宜である。
- (2) 河川区域の効果
  - ア 河川管理者が権原を有する河川区域内の土地 (通常国有地)
    - (a) 土地の占用の許可(法第24条) 国有財産法の特則
    - (b) 土石等の採取の許可(法第25条)
    - (c) 工作物の新築等の許可(法第26条)
    - (d) 土地等の掘削等の許可(法第27条)
    - (e) 舟、いかだの運航の制限(法第28条、政令第16条の2)
    - (f) 竹木流送の許可(法第28条、政令第16条の3)
    - (g) 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限、許可(法第29条、政令第 16条の4~16条の8)
    - (h) 廃川敷地等の交換、譲与→国有財産法の特則
  - イ 民有地である河川区域(河川管理上必要な制限)
    - (a) 工作物の新築等の許可
    - (b) 土地等の掘削等の許可
    - (c) 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限、許可
- (3) 旧法の規定による河川敷地等の国有帰属

新法施行の際、現に存する旧法の規定による河川敷地又は附属物若しくは、その敷地で 私権の目的となることを得ずとされていたものは、国に帰属します(施行法第4条) ただし、この国有帰属地の取扱いの特例があります(施行法第18条、第19条)。

#### (4) 河川区域と登記

ア 買収用地の国有への登記

河川管理者のうち国土交通大臣、都道府県知事等が河川工事の施行等により買収した土地は国に帰属するものであり、国有(国土交通省所管行政財産)に所有権移転の登記を行います。

イ 新たに生じた土地の表示登記

「新二土地ヲ生ジタルトキハ所有者ハ1ケ月内二土地ノ表示ヲ申請スルコトヲ要ス」 不動産登記法(以下「登記法」という。)(第80条1項)

- ウ 新たに国有地が生じる場合
  - (a) (3)の国有地
  - (b) 河川区域内において新たに財産的支配が可能な土地が生じた場合 (無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ帰属スー民法第239条2項)
- (5) 河川区域内の土地である旨の表示の登記

「土地又ハ其ノ一部ガ河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノモノト為リタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク其旨登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス」(登記法第90条1項) (趣旨) 取引安全の保護

- (a) 河川区域内ノモノト為リタルトキ
  - ・法第6条1項1号又は2号の土地
  - ・河川管理者が指定した場外の土地(法第6条1項3号)
  - ・高規格堤防特別区域内の土地(法第6条2項)
  - ・樹林帯区域内の土地(法第6条3項)・特定樹林帯区域内の土地(法第26条4項)
  - ・河川立体区域内の土地(法第58条の2第2項)
- (b) 河川区域内の土地である旨を表題部中地目欄に記載する(登記法細則第49/8)。
- (c) 土地の一部が、河川区域になった時は分筆の嘱託登記ができる。
- (6) 河川区域内の土地の滅失の登記

「河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノ土地ノ一部ガ滅失シタトキハ河川 管理者ハ遅滞ナク滅失ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス」(登記法第81条4項)

(a) 土地の減失

河川法の解釈としては、限定的な解釈 (河川の区域と私権の項参照)

(b) 嘱託者は河川管理者(事情精通者としての河川管理者)

# 管 理 区 分

		国土交通大臣の行う管理			都道府県知事の行う管理	
		大臣に留保された管理	地方整備局長に 委任された管理(a)	(a)のうち 事務所長専決のもの	知事の行う管理(b)	(b)のうち国土交通大臣の認可又は、 同意を要するもの
		イ 一定の特定水利使用 に関する許可等の処	ること	イ 河川台帳の調製、保管	(政令第2条) 国土交通大臣の行う管	(法79条1項、政令第45条) 認可を要するもの
_	指	分 ロ 知事に対する緊急時 の指示	ロ ダム及び地下に設ける 水圧管路の改良工事を 認可すること		理以外の管理 イ 河川工事の施工	イ 河川整備計画を定め変更すること ロ 国土交通省令で定める改良工事の施工
級	定	V)16/J.	ハ 特定水利使用に係る処 分について認可をする こと		区域及び河川予定 地の指定	(市町長の行う河川工事) による協議に
	区		ニ 地下に設ける水圧管路 の改良工事につき、法第 16条の3第1項の協		土石の採取、土地の	ニ 中規模水利使用の許可等の処分 ホ ダム、水門、閘門、橋、その他の工作物
河川	間		議に応じることについ て認可すること ホ 渇水時における水利使			められるものに係る法26条の許可等 の処分 へ 河川の形状に著しい影響を及ぼすおそ
	内		用の調整 へ 渇水時における水利使 用の特例の承認等 ト 洪水調節のための指示		の許可 ホ その他	れがあると認められる土地の掘削等の 許可
二級		イ 一定の特定水利使用 に関する同意	イ 特定水利使用の協議に 係る同意	なし	すべての管理	(法第79条2項、政令第46条、 第46条の2、第47条)
	_	ロ 一級河川に準ずる二 級河川に係る河川整	ロ 河川整備基本方針及び 河川整備計画に係る同			①同意を要する協議 イ 河川整備基本方針を定め、河川整備計
	級	備基本方針及び河川 整備計画に係る同意	ハ ダム及び地下に設ける 水圧管路の改良工事に			画を定め、変更すること ロ 特定水利使用の許可等の処分 ②協議
Ŷ	可		ついての協議 ニ 地下に設ける水圧管路 の改良工事につき、法第			イ ダム、地下に設ける水圧管路を設置す る河川工事を行う場合
J	[]		16条の3第1項の協 議に応じようとすると きの協議			ロ 地下に設ける水圧管路の改良工事につき法第16条の3第1項(市町長の行う河川工事)の協議に応じる場合

# 第5節河川計画

### 1 河川整備基本方針

河川整備基本方針は、河川管理者が、長期的な河川整備の方針として、水系ごとに定めるものであり、 全国的なバランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項(基本高水、主要地点の計画 高水流量等)が定められる。

河川整備基本方針は、一級河川においては、従来の工事実施基本計画と同様、国土交通大臣が河川審議会の意見を聴いて定めることとされ、二級河川においては、都道府県河川審議会が設置されている場合には当該審議会の意見を聴いて、都道府県知事が定めることとされた。

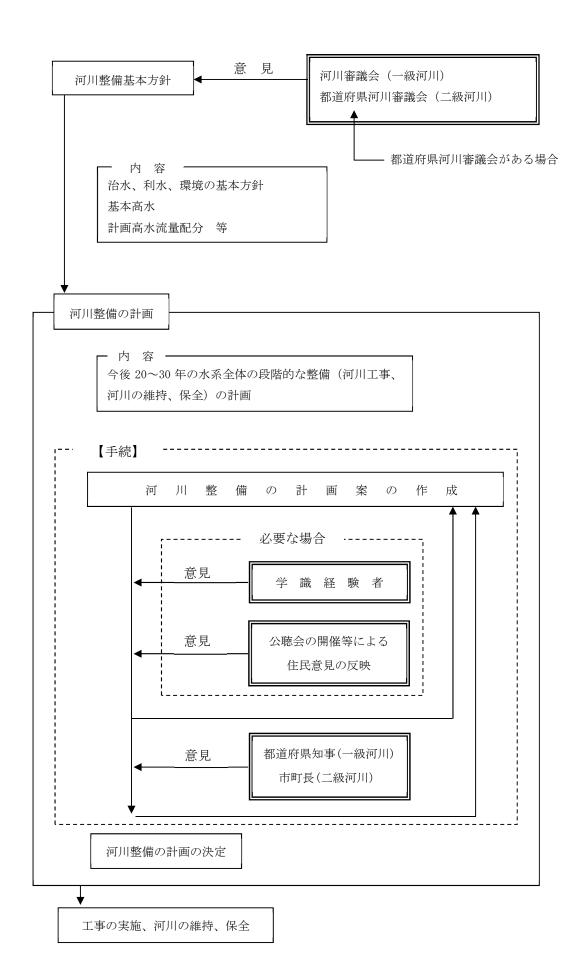
ここで、地域の意見反映のための手続を義務づけていないのは、河川整備基本方針が、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量等、抽象的な事項を科学的客観的に定めるものであるからである。

### 2 河川整備計画

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川工事等の河川の整備を進める区間について、具体的な河川整備の計画である河川整備計画を作成することとした。

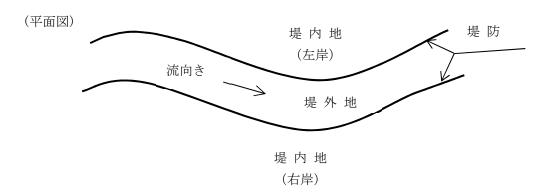
当該計画の策定に当たって、必要と認める場合には、学識経験者の意見を聴き、また、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

河川工事の流れをフロー図で示せば、次頁の通り。



# 第6節 河川用語の基礎知識

# 1 河川一般図



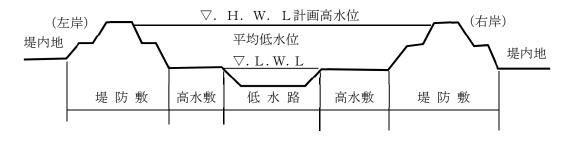
### 〇 堤内地、堤外地

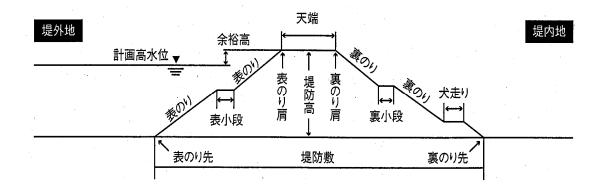
堤防によって洪水の氾濫より守られる地域を提内地といい、流水の存する側を堤外地といいます。

### 〇 右岸、左岸

上流から下流に向って右側の土地を右岸といい、左側の土地を左岸といいます。

# (横断図-築堤河川)





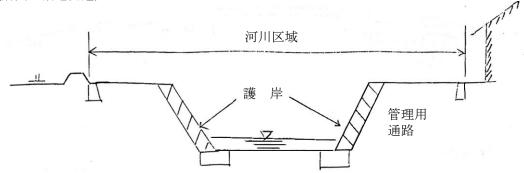
### 〇 高水敷

洪水の時にのみ水の流れる部分

# 〇 低水路

常時水の流れる部分

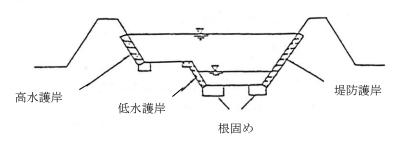
# (横断図-堀込河道)



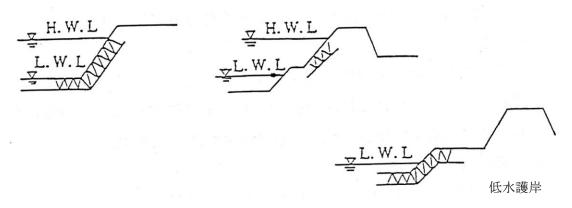
# 〇 護岸

堤防や河岸を流水による決壊や浸食から守るため、そののり面や基礎の表面を覆う工作物を護岸といい、コンクリートや石積によって施工される。施工する場所によって、低水路の河岸を守るものを低水護岸、前面に高水敷があり堤防のり面を保護する高水護岸、低水路と堤防のり面が一枚のりでつながったのり面を保護するものを堤防護岸などと呼ばれている。そのほか便宜上、堤防護岸を一種護岸、高水護岸を二種護岸、低水護岸を三種護岸と呼ぶことがある。

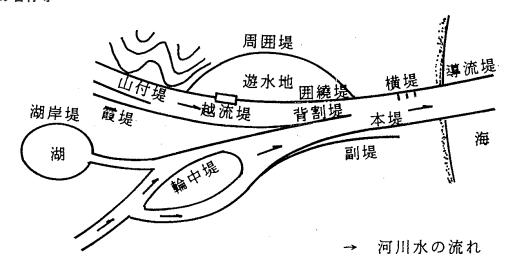
# (護岸・根固め)



高水護岸



### 2 堤の名称等



# 〇 特殊堤

堤防は一般に土堤ですが、市街地河川等で、広い敷地を必要とする土堤によることが、用地取得上 困難であり、かつ著しく費用増となる場合、又は波浪の影響が大きい堤防等の場合に、土砂に換え て、一部あるいは全部をコンクリート擁壁等で作る場合がありますが、これらを一般に特殊堤とい います。

# 〇 越流堤

洪水調節の目的で、計画的に一定の水位以上の流水を越流させるため、越流されるために作られた場所であり、遊水地等の場所により一部区間だけ低く築場します。この場合、越流によって破壊されないようコンクリート等によって被覆し強固な構造としています。

# 〇 背水堤(バック堤)

合流する二つ以上の河川があって、一つの河川が他の河川の水位の影響を受けて背水現象を起こすとき、背水の影響を受ける河川の区間に、適当な高さで逆流氾濫のないよう取付ける堤防です。

### 〇 背割堤

小河川が他の大河川に合流する場合に、主として小河川の背水位を下げるために作られる特殊な機能を有する堤防の一つで、一般に堤防の高さは大河川の計画高水位以上の高さで作られます。

#### 〇 導流堤

二つの河川を円滑に合流させるため、又は河口の安定を保つために設ける特殊な機能を有する堤防をいいます。

# 〇 霞堤

霞堤は堤防の下流端を開放し、つぎの堤防の上流端を堤内に延長して、これと重複させた不連続 堤であり、急流河川で用いられる工法で洪水調整や堤内地の内水排除にも有効です。

#### ○ 遊水地及び調節池

洪水量を一時貯留して最大流量を減ずるために設けた地域を遊水地又は調節池といいます。

遊水地には、本川の河道との間に特別の施設を設けない自然遊水のみによる場合と、河道に隣接 して調節池を設け、洪水が一定水位を越えると越流堤より調節池に流入して流量低減を効率的に行 わせる調節方式をとる場合とがあります。

# 第7節 河川関連の用語

# 1 維持流量

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持できる最低限の流量。具体的には、流水の占用、漁業、慣行水利、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等が確保されるための流量。

# 2 溢水

洪水時に越水等により堤内地側に流水が流れ込むこと。

### 3 O-P

→ T · P (No. 2 1) を参照

# 4 河積

河川の横断面において、水の占める面積をいうが、一般的には、計画高水位以下の河川の流水断面積をいう。

#### 5 渇水流量

河川の流量の名称のひとつで、年間を通じて355日を下らない程度の流量値をいい、水利使用の許可の基礎となるもの。

### 6 慣行水利

水の事実上の支配をもとに社会的に承認された権利で主にかんがい用水の利用について社会慣行として成立した水利秩序が権利化したもの。

(旧河川法施行規程第11条(みなし許可)によって旧河川法施行前(明治29年)からの流水占用は法的存在となり、また、それ以降に法指定のなされた河川における法指定、以前からの流水占用は、河川法施行令第20条、河川法第87条によって許可があったものとみなされている。ただし、河川法第88条の届出が必要)

### 7 既往最大洪水流量→洪水流量(No.10)を参照

# 8 掘削と浚渫

掘削は、計画の流量を流すのに必要な河積を作るために河道内の土砂、岩石等を掘ること。 浚渫は、必要な河積を作るために、水面以下の河床を掘削すること。

### 9 洪水調節量

人工的に設けられた河川管理施設である洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水を貯留させ、下流河道への計画流量を人為的に減少させることがある。このように減少させられた流量を洪水調節量という。

#### 10 洪水流量

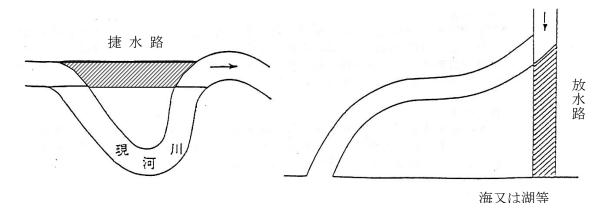
毎年出水期になると平常時に比べてかなり大きい流量を発生することがあり、この洪水期に生じた流量が洪水流量である。

また、ある河川において水位や流量が観測されはじめて以来最大の洪水流量を「既往最大洪水流量」という。

# 11 捷水路と放水路

捷水路とは、流量の屈曲が甚だしく、流水の疎通が悪い場合、流路の2点を結び流路長の短縮を図り洪 水の疎通を良好にする新水路(河川)をいう。(下図参照)

放水路とは、流路のある地点より新水路(河川)を開削し洪水の全部あるいは一部を他の河川、海等に 放流する新水路(河川)をいう。(下図参照)



# 12 出水期

梅雨、台風などで河川の増水の危険性がある6月から10月末までの5ヶ月間をいう。

→ 非出水期 (11 月から 5 月末まで)

# 13 浚渫

→ 掘削と浚渫 (No.8) を参照

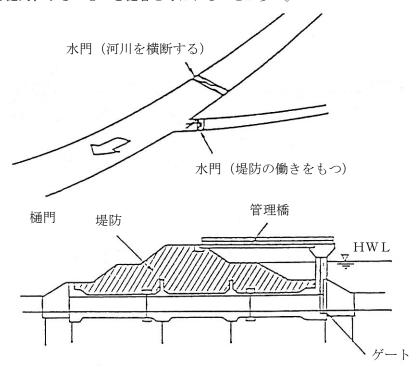
# 14 自由使用と特別使用

自由使用とは、河川等の公物管理者の許可その他の行為をまたず、一般の人が公物の目的に影響を及ぼさず、かつ他の使用を妨げない範囲で公物を自由に使用できる使用関係をいう。その使用については、使用者に何ら権利を生じさせるものではない(一般使用、普通使用ともいう)。

特別使用とは、公共、公益上から河川管理の目的の範囲内での行為許可である「許可使用」(法第26条、第27条許可等)や財産的価値のある使用権を取得する「特許使用」(法第23条、第24条、第25条)などのことをいう。

# 15 水門と樋門・樋管

洪水、高潮及び塩水遡上の防御、用水の取り入れ、河川への排水、あるいは、舟航のため、河川を横断し、又は堤防を切り開いて設けられる構造物で水密性の開閉が可能な門扉を有する。通常、上部が開放されているものを水門といい、暗渠構造のものを樋門又は樋管という。水門は一般に本川を横切り、又は、本川と支派川との分合流点付近の支川に設けられる。樋門と樋管の区別は明らかではないが、通水断面の大きなものを樋門、小さいものを樋管と呼ばれることが多い。



# 16 堰

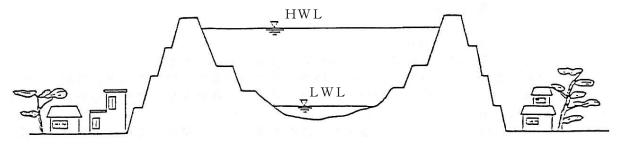
流水の取水、分水又は放流、塩害の防止等を目的として、流水をせき上げ又は調節するために、河川を 横過して設けられる工作物をいう。なお、堰の機能上からは、水位流量を調節するゲート設備を有するも のを「可動堰」、ないものを「固定堰」という(農業土木部門では「頭首工」(一般的に、堰、取水ゲート、 土砂吐きの3つの総称)という)。

### 17 多目的ダム

洪水調節機能だけでなく、発電、かんがい、上水道、工業用水の確保など複数の目的をもちあわせたダムを多目的ダムという。

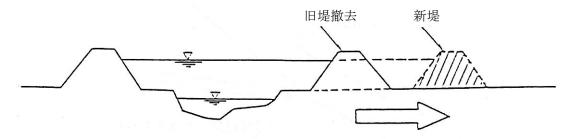
# 18 天井川

通常は上流から流れ出る土砂のため、川底が周辺の土地より高くなっている河川を天井川という。また、川底は周辺の土地より低いけれども、低水位程度でも水位が周辺の地盤より高い状態である場合にも 便宜上天井川と呼ぶ。

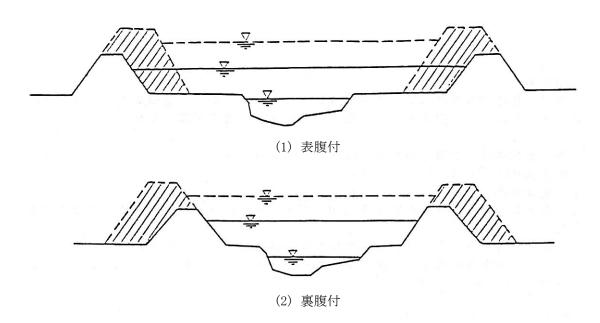


#### ひきてい ていぼうはらづけ **19 引堤と堤防腹付**

引堤とは、河川の流下断面が不足している場合、その流下能力増をはかるため、現在の堤防を後方に移動させるような改修方法をいう。



堤防腹付とは、現堤防を利用しながら新しい堤防をつくること。



# 20 低水流量

1年を通じて275日はこれより低下しない流量(水位)

→ 平水流量は1年を通じて185日はこれより低下しない流量(水位)

### 21 T·P(TOKYO PEIL)東京湾中等潮位とO·P(OSAKA PEIL)

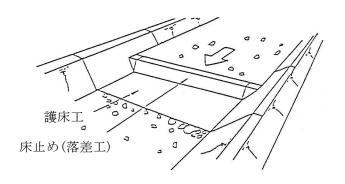
地表面の標高、すなわち地表面の海面からの高さを表す場合の基準となる水準面が東京湾中等潮位である。

東京湾中等潮位とは、明治6年6月から明治12年11月までの隅田川河口の霊岸島量水標で観測した結果から求めた平均潮位を「TP±0」と定め、それを絶対的に固定するため確固不動の固定点に表示したものが水準点である。

- O・Pとは、大阪湾周辺の高さの基準として、淀川に使用している。
- $O \cdot P \pm 0.0 m = T \cdot P 1.20 m$

# 22 床止め

河床の洗掘を防ぎ河川の縦断系を安定させるために、河川を横断して設ける工作物で、床固めとも呼ばれている。



# 23 D-I-D(Densely Inhabited District)人口集中地区

人口集中地区とは、市区町の区域内で人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロ当たり約4千人以上の調査区)が互いに隣接して人口が5千人以上となる地域をいう。

#### 24 2-7区間

1級河川の指定区間(県知事管理区間)と大臣直轄管理区間の境界付近で直轄工事の一連の必要性から 指定区間内を国土交通大臣が工事を施行する区間(施行令第2条7項)

### 25 堤防腹付

→引堤 (No.19) 参照

### 26 年平均流量

年間日流量の総計をその年の総日数で除した流量

#### 27 根固め

護岸の基礎部が流水によって洗掘されることがないよう、基礎部をコンクリートブロックなどによって固めたものを根固めという。(第6節護岸参照)

# 28 特定水利使用(法第9条2項、政令第2条1項3号)

特定水利使用とは、次のものをいう。

- ① 発電用水
- ② 水道の場合で、日最大取水量 2500 立方メートル以上又は給水人口が 1 万人以上のもの
- ③ 鉱工業用水道の場合で、日最大取水量 2500 立方メートル以上のもの
- ④ かんがい用水の場合で、最大取水量1立方メートル/秒以上、又はかんがい面積が300~クタール以上のもの

### 29 樋門・樋管

→ 水門 (No.15) 参照

#### ふくりゅうすい

30 伏流水

河川の流水のうち、河床上を流れる表流水と一体となって河床下を流れる水

# 31 放水路

→捷水路 (No.11) 参照

# 32 豊水流量

年間の流況曲線によって上位から95日目の流量(又は、河川の流量のうち、年間を通じて295日を下らない程度の流量

# 33 流況曲線

流量の大きいものから順に図の左方から右方へ日平均流量を並べ替えた曲線

# 第8節 河川工事

### 1 河川工事の意義

- (1) 河川工事とは、河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するため に河川について行う工事をいいます。(法第8条)
  - ア 河川の流水によって生ずる公利を増進するため河川について行う工事とは、いわゆる「利水工事」 です。例えば、
    - (a) 舟運の便を良くするための河道のしゅんせつ
    - (b) 河川の利用可能な流量を増加させるために行われるダムの建設等
  - イ 公害の除却、軽減のために河川について行う工事とは、いわゆる「治水工事」です。例えば、
    - (a) 洪水調節ダムの建設
    - (b) 堤防、護岸、床止め等の新築、改築、修繕
    - (c) 洪水の流通をよくする為の放水路の築造、河道のしゅんせつ等
  - ウ 公利及び公害の「公」の観念は、不特定多数の人のために、すなわち、一般公共利益のために行われるものを指します。したがって、
    - (a) 発電、水道等のためのダムの建設
    - (b) 土地改良区が施工する堤(頭首工)工事は、特定人の利益のためにのみ行うものですから、河川 工事の概念に入りません。
  - エ 河川工事とは、原則的には河川管理者が河川管理権に基づき施行するものです。
- (2) 改良工事、修繕、維持

河川法では、「河川工事」「改良工事」「修繕」及び「維持」なる語(法第8条、第16条の3、第20条、第60条、第61条)を用いています。このうち、まず「維持」は、河川の保存のための行為であって、河川工事には含まれないと解されています。(理由、法第16条の3、第20条は「河川工事又は河川の維持」と規定しています。)

「改良工事」とは、公利増進、公害除却の為の施設を設置し、又は行為を行うものであって、河川の従前以上の機能を付与して、その積極的増進をはかろうとするものであり、河川工事の中枢をなすものです。

「修繕」は、河川又は河川管理施設につき生ずるマイナスを現状に回復するための工事であって、河川工事に含まれます。

### (3) 砂防工事、森林工事

河川工事は、河川法に基づく工事です。したがって、砂防工事及び森林工事は、一種の治水工事 (河川に流出する土砂を防止する為に河川の上流において施工される)ですが、それぞれ砂防法、森 林法に基づく工事であって、河川工事にははいりません。

# 2 河川管理施設

(1) 河川管理施設の意義

河川管理施設とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他の河川の流水によって生ずる公利 を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。(法第3条2項)

ア 概括的には、河川工事の中心である改良工事施行の結果、河川管理者が設置した施設(厳密には、権原を有していればよい)が河川管理施設と考えてよく、河川法は、公利増進、公害除却、という効用に着目し、かかる効用を有するものは、河川管理者の認定等を要せずに法律上当然河川管理施設であるとして、河川の中に含ましめ(法第3条1項)、河川法の適用の対象としたものです。

- イ ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を権原に基づき管理する者の 同意を得なければ、当該施設を河川管理施設となし得ません。(法第3条2項 ただし書)
  - (a) 土地改良区が設置した堤防
  - (b) 会社、工場等が設置した護岸等
- ウ 兼用工作物は、ただし書の適用外で本文による河川管理施設です。
- (2) 河川管理施設等の構造の基準
  - ア 河川管理施設又は、法第26条の許可を受けて設置される工作物は、水位、流量、地形、地質その 他の河川の状況及び自重、水圧、その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなけれ ばなりません。(法第13条1項)

(類似規定) 道路法第29条、海岸法第14条

- イ 河川管理施設又は法第26条の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。(法第13条2項)
  - (a) 河川管理施設等構造令(昭和51政令199条)
  - (b) 河川管理施設等構造令施行規則(昭和51建設省令13号)
  - (c) 国土交通省の内部基準として「河川砂防技術基準」(案)
  - (d) 工作物設置許可基準 (類似規定) 道路法第30条、道路構造令(昭和45政令320号)
- (3) 河川管理施設の操作規則
  - ア 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければなりません。(法第14条1項)
    - (a) 操作を伴う河川管理施設にあっては、その操作のいかんが治水上又は利水上重要な影響を与えるため、あらかじめ操作規則を定め、これにより操作の適正化を確保しようとするものです。
    - (b) 操作規則を定めなければならない河川管理施設-政令第8条
    - (c) 操作規則に定めなければならない事項-政令第9条
  - イ 操作規則を定め、又は変更しようとするときは、予め政令で定めるところにより関係行政機関の 長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長等の意見をきかなければならない。(法第14 条2項)

### 3 附帯工事の施行(法第19条)

(1) 意義

河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができます。

ア 河川の工事により必要を生じた他の工事の例

河川の引堤工事のため必要となった樋門樋管の付替

イ 河川工事を施行するため必要を生じた他の工事の例

河川工事施行のための材料運搬用道路の拡幅、路盤の補強工事

- ウ 本条は強権規定であり、樋門樋管の管理者が反対しても、附帯工事として他の工事をあわせて施 行できます。ただし、他の法律に基づく同意等の手続きを要することはいうまでもありません。
- エ 予算上の附帯工事は、附帯工事費(予算費目)をもって施行される工事をいいますが、本条の附帯 工事と、その範囲は必ずしも一致しません。

### (2) 附帯工事の範囲

対象施設の管理者の同意があれば、当該施設の改良を含めて施行できますが、管理者の意志に反しては行なえません。

- (3) 対象施設が河川区域内に設けられる場合には、河川区域内の土地を占用し、工作物を設置する等の権利は、当該施設の管理者が自ら取得しなければなりません。
- (4) 費用負担(法第68条)
- (5) 他の法律による原因者工事の適用 道路法第22条2項

# 4 土石の無許可採取の禁止

土石の無許可採取は、窃盗罪を構成する場合があります。最高裁判例(昭 32. 10. 25)は、窃盗罪の保護法益は、「占有」であり、河川砂利には河川管理者による「占有」にあたる行為はないとするが、最近の庭石用転石の無許可採取については、一定の場合、占有の行為があると認めて窃盗罪が適用されています。

このほか、土地の掘削を伴う場合には、無許可土地掘削となり、河川法第102条の罰則が適用されます。